

◇泉 美和子 君

○議長（伊藤福章君）次に、8番泉 美和子君、登壇願います。8番。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君）私は二つの問題について一般質問をいたします。

初めに、障害者自立支援法の実施と町の対応についてお伺いいたします。

昨年の10月31日、特別国会において、多くの国民と野党の反対を押し切って可決成立した障害者自立支援法が4月1日から実施されます。政府は、障害者の地域生活と就労を勧め、自立を支援するとしてこの法律を提案しましたが、実際は障害者とその家族に大幅な負担増をし、障害が重く制度利用の多い人ほど負担が大きくなるという応益負担の導入に、障害者団体などからは自立支援どころか自立を妨げ、生きる権利を奪うと強い反対の声が上がったもので、障害者福祉を大きく変える法律です。サービス提供の実施主体を市町村に一元化することが大きな改革のポイントですが、国の作業のおくれから具体化はこれからというところだと思います。障害者家族の不安も大きくなっています。制度の概要や手続の実務などについて町が責任を持って対象者への説明を行うなど、制度の周知徹底を図ることをまず求めるものです。

市町村で行う障害者の障害程度区分判定の問題で、厚生労働省が行ったモデル事業では、コンピューターにかけて行う1次判定をやって、そのうちの半分が2次判定で結果が変わったという事態が起こっていることが指摘されています。信頼に足る障害程度の判定をできるのかどうか。もし判定を間違ったりすれば、必要なサービスが受けられなくなってしまうこともあるということは大きな問題です。障害を持つ人の生活状況や支援ニーズを正しく把握し、実態に合った判定が行えるように、積極的な聞き取り調査や専門性を持ったスタッフの配置など十分な調査、認定審査会の体制を整えることが重要です。また、審査会で当事者意見が反映されるよう委員の構成など配慮するとともに、必要に応じて直接意見表明の機会が持てるような仕組みをぜひつくるよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

障害者の福祉サービス利用料は、4月1日から原則1割負担になります。例えばホームヘルプサービスの場合、これまでの応能負担では、費用を払っていたのは利用者の5%程度で、残95%の人は無料で済んでいました。それが自立支援法では、生活保護世帯以外の人はすべて1割負担とされ、一挙に1万5,000円から4万円以上の負担増となります。身体・知的障害施設での食費、光熱水費もこれまで利用者の自己負担はありませんでしたが、全額自己負担とされます。政府はこれを利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担と説明していますが、もともと応益負担は障害者福祉とは相入れない負担方式であり、自立支援法の目的である障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を行うということからも逸脱するものです。

政府は低所得者に配慮するとして、所得に応じた4段階の月額上限額を設けていますが、それも障害

年金2級で月6万6,000円の中から2割にも上る負担増を強いられることとなります。このままでは重い負担のために必要なサービスを受けられなくなる事態が起きることは明らかです。福祉作業所に通所している方から、これ以上負担がふえたら通いもやめなければならないといった声が既に寄せられています。

障害者自立支援法の実施を前に横浜市は、所得の低い障害者は自己負担分を全額市が助成することを決めました。また、京都市は国基準の負担額を半額にする独自の支援策を講じました。当町においても、定率自己負担が障害者サービスの利用抑制や後退につながらないように、国の軽減策に加えて町独自の支援策を講じる必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

市町村の独自事業として実施される地域生活支援事業は、ガイドヘルパー、手話通訳派遣事業、地域活動支援センターなど、障害者家族にとってはなくてはならないサービス事業が盛り込まれています。それだけにサービスの低下なく必要な利用者に提供できるかが重要になります。利用料は独自に条例等で定めることになっていますが、負担増にならないようにするべきです。そのための十分な財源確保のため、国に対し義務的経費化などの予算措置など、財政支援の強化を要望するべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

自治体は地域でのサービスの必要量を見込んだ障害福祉計画を2006年度中に策定することが義務づけられていますが、障害者の参画で地域の障害者の生活実態と利用意向などを十分に反映した障害福祉計画をつくり、積極的に推進を図ることを求めるものですが、この点についても見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員のご質問にお答えいたします。

障害者サービスの一元化などにより、障害者の自立を支援するため障害者自立支援法が制定され、議員ご指摘のとおり、いよいよ4月から施行されます。現在その施行準備を進めていますが、極めて短期間での事務作業となっていることにまずはご理解いただきたいと存じます。

さて、ご質問の第1点目、制度の周知徹底については、先月サンワーク六郷において利用者や保護者に対して説明会を実施いたしました。また、3月の町の広報に制度改正の概要を掲載するとともに、現在サービスを利用している方及びその保護者の方には制度改正のパンフレットを送付しております。今後は町のホームページにも載せて周知を図る予定です。

第2点目ですが、法の目的の一つに支給決定の仕組みの透明化、明確化ということがうたわれています。公平、公正な審査体制をとることはもちろんで、審査会には必要に応じて障害者本人や家族、医師の意見を求めることができますので、利用者の意向にも配慮した運営に心がけてまいります。なお、決

定内容に不服がある場合は、県に設置される障害者介護給付等不服審査会に審査請求ができることになっております。

3点目の町独自の支援策ですが、障害者自立支援法においても、負担上限額の設定や定率負担の個別減免、食費、光熱水費に対する補足給付、社会福祉法人による減免など低所得者への負担軽減が図られていますので、現段階では町独自の軽減は考えておりません。

4点目の地域生活支援事業は法第77条に規定されていますが、相談支援や手話通訳などのコミュニケーション支援、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業などが市町村の事業として位置づけられています。この事業の実施に当たっては、各方面の意見をお聞きしながら地域の障害者にとって必要な事業を選択し実施するとともに、事業の効果的な実施のため委託も検討しているところです。

なお、実施内容については、今後示される政省令をもとに体制の整った事業から実施していくこととなります。また、この事業には国からの補助金交付が予定されていますが、議員ご指摘のとおり、この補助金は義務的補助金ではなく枠配分となる予定ですので、財政的に支障が生じるようであれば、何らかの方法で国に予算要望してまいりたいと考えております。

5点目の障害者福祉計画は、平成18年度中に作成することが義務づけられていますが、ご要望の点については、当然計画策定に当たって考慮すべきことであり、美郷町の実態に即した計画を作成していく所存ですので、ご理解いただきたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 泉 美和子君、再質問ですか。許可します。

○8番（泉 美和子君） 独自の支援についてお伺いいたします。国の方の低所得者対策があるので、独自では考えていないということでありましたけれども、質問の中でも言いましたが、低所得者対策を行っています。それでも障害年金2級の場合で月6万6,000円相当の収入ですけれども、これでも1万5,000円を上限負担せざるを得ないという状態ですよね。これ低所得者対策といってもとても配慮しているようには私はちょっと思えないんですけれども、そこら辺町長はどのように認識するのかということをまずお伺いします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。

○町長（松田知己君） 法律に基づく一つの事業を国が一つの考え方を持って実施すると。その具体の一つが今言った低所得者対策の内容であると理解しておりますので、現段階では国の方針に沿って町としても実施していくというのが私の考え方です。

○議長（伊藤福章君） 泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） そもそも障害者自立支援法が最初大きな運動で廃案になりましたけれども、その

経緯として、本来考え方ですね、障害者福祉に応益負担を導入したという、このことが障害者団体からこれではもう普通の生活どころか生きていけないと、こういう声が大きく巻き起こって運動が大きく発展しましたけれども、利用料が能力に応じて負担するという応能負担の原則を変えてしまったという、このところが障害者自立支援法で一番の大きな問題だと思います。

町長おっしゃるように、法律ができたので、制度としてもその法律にのっとってこれを町がやっていたかなければいけないことは当然ですけれども、一つ町長に考え方をお伺いしたいんですが、こういう福祉、とりわけ障害者という人たちに対して応益負担を導入したという、この点私は本当に一番の問題だと思いますけれども、この点はどのように町長は認識しますか。

○議長（伊藤福章君）町長。

○町長（松田知己君） 応能、応益については、国民健康保険の中でも税の算定の基準に活用しているわけですが、障害者福祉について応能から応益、あるいは応能だけでいいのか、応益だけでいいのかという部分については、さまざまな議論があるんだろうと思います。したがって、この障害者福祉に限った話で、応益がいいとか応能がいいとかということを短兵急にこの場で私の見解を述べるべきではないというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君）泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなしていく、負担を応益で返していくというのは、憲法、福祉、こういう理念から私は反するものだと思います。そういう立場からしてもぜひ町独自の支援策を行い、障害を持っている方々が安心して生きていける町づくりをしていく、その一環としてぜひこういうことを検討していただきたいと思います。

先ほど質問の中でも述べましたけれども、全国では独自の支援策を行っているところが出てきています。京都の例なども言いましたけれども、東京荒川区では在宅サービス利用者に対する激変緩和措置として利用負担を10%から3%にすると、これを20年まで対応するというをやるとのことです、これから。また、通所施設利用者に対しても同じく食費を50%軽減する。こういう激変緩和措置を行う。こういうことも例として出てきています。介護保険と同じようにこういう末端の自治体での取り組み、運動が大きく改善策として広がっていけば、国をも動かすことができると思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。介護保険料、利用料の負担の軽減についてお伺いいたします。

このことについては、これまでも町独自の軽減、減免策を求めてまいりましたが、とりわけ保険料については、国が自治体独自の減免に当たって減額のみで全額免除は行わないことや、財源は一般財源でなく保険料で賄うことなど、いわゆる3原則による締めつけを自治体にしている中では大変難しいことであることも承知をしています。しかし、そういう中でも全国では保険料では全体の36%、これは昨年

の4月現在ですが、771の保険者が独自減免を実施しています。一般会計から繰り入れている自治体もあります。京都の美山町では、保険料の第1段階、第2段階の人に対して保険料相当額の4分の1を繰り入れ支給しています。また、千葉県浦安市も繰り入れをし、今回の保険料改定による大幅値上げを抑えています。利用料については581保険者で軽減策を実施しています。

政府は、今回の見直しの中で、新たな低所得者対策を介護保険料と利用料に導入しましたが、それと同時に、現在特別徴収の対象とされていない遺族年金と障害年金からも天引きするなど、徴収強化策が徹底されました。この4月には65歳以上の介護保険料を改定する時期であります。全国平均で2割から3割程度の値上げが見込まれているようです。当町でもさきの2月の広域議会で1,000円以上の値上げを見込んだ予算が可決したようですが、高齢者にとっては税制改正による影響、年金の削減などで大きな負担増になるものだと考えます。わずかな年金から保険料が天引きされ、年金は引き下げられる、そして今後は医療の改悪も行われます。多くの高齢者の皆さんからこれでは生きていけない、こういう声が多く寄せられています。こういうときだからこそぜひ町独自の軽減策を実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 大曲仙北広域市町村圏組合で運営している介護保険事業ですが、平成18年度から20年度までの第3期計画における保険料の算定に当たり、議員ご指摘のとおり、第2期の保険料月額2,860円から1,000円ほど上がることが見込まれております。これは今回の制度改正により1号被保険者の負担割合が上がったほか、圏域内における要介護認定者の増加とともに施設の新設などサービス基盤の整理も進み、数多くの事業者が参入したこと、特別養護老人ホームなど施設給付の見直しにより低所得者に配慮した補足給付が制度化されたこと、地域支援事業が創設されたことなどにより給付費の大幅な増加が見込まれることによります。保険料と公費で運営するという社会保険制度であることから、給付費の増加は保険料の上昇と不可分の関係にあることにご理解いただきたいと思っております。

保険料の上昇を抑制するため、今回の制度改正においても予防重視が最大の課題となっていることから、町としても予防事業に重点を置いた事業の推進に努めていきたいと考えております。

なお、保険料については、現在の5段階区分から2段階を細分化し、より低所得者に配慮した6段階の保険料設定となることから、町独自の軽減は考えておりません。また、保険者であります。大曲仙北広域市町村圏組合でもその議論はない状況でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 再質問ですか。美和子君の再質問を許可します。

○8番（泉 美和子君） 先ほどの障害者の自立支援法の問題と同じようなことにもなるんですけども、

低所得者対策、細分化したということですが、これも第2段階のところ、80万円以下というところで、これは生活保護基準以下であります。こういうところからも保険料を取ると、ゼロではないというところがまず、これも本当に国の制度ですので、町としてなかなか即できないということはわかりますけれども、そういう問題がまずあるということですね。

それから、税制改革が行われました。その影響が大きく高齢者の中にのしかかってきます。例えば年金控除額の引き下げ、これで140万円から120万円しか控除しなくなったということ、非課税限度額の廃止で、65歳以上の人は合計所得が125万円以下の場合には住民税非課税ですけれども、これが税制改革で廃止されると。この二つの影響で単身の高齢者ですけれども、年155万円以下の年金の方以外は住民税を課税されてしまうと。そうすると、保険料の段階が一举に2段階上がってしまいます。こういう問題が出てきますので、法律として低所得者対策を導入したとはいいいながら、実際の影響は大変大きいものがあると思います。ぜひその点を今後酌み取っていただき、それこそ今後の課題ですけれども、ぜひ独自の支援策を。今回国が低所得者対策を導入したということは、今まで国ができないできないと言う中で、全国の自治体がいろいろ努力をして700以上の自治体でこういう独自の減免制度を実施してきた、そういう中で大きく広がってきたものだと思いますので、ぜひ町としても今後検討していくよう求めて、終わります。

○議長（伊藤福章君）これで8番泉 美和子君の一般質問を終わります。